

名古屋市告示第209号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 8年 4月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 あん摩・マッサージ

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社孫の手倶楽部名古屋栄マッサージ治療院	名古屋市中区新栄二丁目41番22号	令和 8年 1月 1日
仲野 学		
鍼灸マッサージ治療院 優（齋藤）	名古屋市中区大須三丁目 5番 6号	令和 7年12月29日
中島 大河		
フレアス在宅マッサージ名古屋守山区施術所	名古屋市守山区守山三丁目 1番 4号	令和 8年 3月 1日
渡邊 直明		

2 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸マッサージ治療院 優（齋藤）	名古屋市中区大須三丁目 5番 6号	令和 7年12月29日
中島 大河		
フレアス在宅マッサージ名古屋守山区施術所	名古屋市守山区守山三丁目 1番 4号	令和 8年 3月 1日
渡邊 直明		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課